



はい！こちら消費生活センターです

500円でお試しするだけのつもりだったのが・・・

Q

インターネットの広告に、もともとは高額な化粧品セットが「初回に限り1週間分500円！！」と書かれていたのでワンコインで済むなら試してみる良いチャンスと思って契約、クレジットで代金は引き落とすことにした。しかし試供品が届いた1週間後に1か月分の化粧品セットが同じ事業者から届き、驚いて広告を確認すると3か月間の定期購入とのセット販売であると分かった。書いてあるキャンセルの期間も過ぎてしまったが解約はできないだろうか。

(50歳代 女性)

A

化粧品に限らず健康食品などでも同様の事例が増加しています。事業者がインターネットや折り込みチラシ、新聞広告、テレビ等を通じて商品を広告、それを見た消費者が申し込みをする通信販売に該当します。「初回に限り格安料金で・・・」とお得感をイメージさせて消費者の申し込みのきっかけを作り、定期購入に誘導するのが目的と思われます。広告をよく見ると、3か月の定期購入が必要、定期購入のキャンセルはお試しの商品到着後5日以内に、と記載がありましたが、消費者は、まず「500円」と大きく書かれた文字に心を奪われているので、詳しい契約内容の表示までは気付きにくい心理状態になっています。通信販売にはいわゆる無条件解約のクーリング・オフの制度の適用がなく、キャンセルについて広告に書いてあればその内容に従うしかありません。もちろん表示にも問題はありますが広告の小さい文字もよく読むように習慣づけましょう。実は、大きい文字より小さい文字に大切な内容が書かれていることが多いものです。

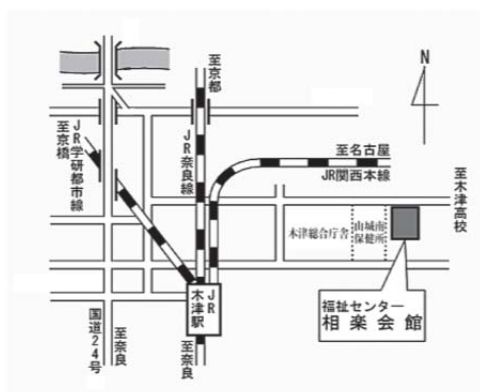
消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※消費者ホットライン「188（いやや!）」番をご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～午後4時
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる